

産科医療機関向け Q & A

Q：妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の趣旨はなにか？

A：妊婦のための支援給付は、妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを、妊婦等包括相談支援事業は、相談支援や保健指導を通じて、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備することを目的としたものです。

市町村は、これら2つの事業を組み合わせるよう配慮する旨を法律において定めております（子ども・子育て支援法第10条の3）が、これは、給付を呼び水として、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるような環境を整備することを狙いとしたものです。

Q：給付金は誰がどこに申請していくら支給されるか？

A：妊婦が申請時点の住民票所在地市区町村に申請を行います。妊婦は、妊娠届の際に、妊婦であることの認定を申請し、市区町村は妊婦支援給付認定した妊婦に対して1回目の給付金（5万円）を支給します。

次に、出産予定日の8週間前の日以降に妊婦から胎児の数が市区町村に届け出られたら、2回目の給付金（妊娠しているこどもの数×5万円）を支給します。

Q：給付金はいつ支払われるか。申請期限はどうなっているのか？

A：妊婦支援給付金の支払い時期は、法令上定めておりませんが、本事業の趣旨目的に鑑み、速やかに支給していただくよう市区町村に周知してまいります。

1回目の給付金の申請（妊婦給付認定申請）及び2回目の給付金の申請（胎児の数の届出）期限については、権利の行使ができる時を起算日として、2年となります。（子ども・子育て法第73条）

権利の行使ができる時の起算日とは、具体的には、以下のとおりです。

- ・ 妊婦給付認定申請については、医療機関で胎児心拍が確認された日
- ・ 胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前の日
- ・ 妊娠が継続できず流産等をした場合は、当該流産等が医療機関において確認された日

Q：妊娠の定義はなにか？

A：妊婦支援給付認定にかかる「妊娠」の定義は、医師等による「胎児心拍」の確認としています。確認がとれない場合、妊婦支援給付認定はできません。

Q：胎嚢の確認はできたが、胎児心拍が確認されていない場合は対象となるか？

A：胎嚢の確認が出来ていても胎児心拍が確認されていない場合は、妊婦支援給付認定の「妊娠」とは認められません。

Q：流産・死産・人工妊娠中絶は支給対象となるか？

A：妊娠に着目した支給であるため、流産、死産、人工妊娠中絶の場合も支給の対象となります。

Q：異所性妊娠で胎児心拍が確認された場合は認定されるか？

A：妊娠の継続が実質的に困難な異所性妊娠は、胎児心拍が確認されたとしても本給付認定の「妊娠」とは認められない整理としています。現行の出産・子育て応援交付金事業も同様の取扱いです。

Q：多胎の心音を確認したが、単胎の出産になった場合でも心音を確認した数に対して支給されるか？

A：複数の胎児心拍の確認があれば、万が一、出産に至らなかった場合でも胎児の数を届出していただき数に応じて支給されます。一般的には、多胎であれば妊娠届により母子健康手帳も数に応じて発行され、届出がある胎児の数と同数になります。

Q：妊娠の事実確認の証明書を発行する場合はあるか？

A：妊娠届により妊娠の事実を認めて妊婦支援給付認定を行いますので、基本的には市区町村が妊婦に対して医師の証明書の提出は求めることはありません。

なお、証明書を発行していただく場合として想定されることは、妊娠を届出せずに流産や人工妊娠中絶等をしている場合、市区町村では事実確認が出来ないことから、いずれかの時期に医療機関を受診し、医師が胎児心拍の確認が出来ている場合には、当該者から証明書の発行を求められることが想定されます。

Q：胎児の数の届出の事実確認に証明書を発行する場合はあるか？

A：胎児の数の届出においても、基本的には市区町村が妊婦に対して医師の証明書の提出を求めることはありません。胎児の数の事実確認は、母子健康手帳の数や出生届出（住民基本台帳）で行います。

なお、証明書を発行していただく場合として想定されることは、胎児心拍が複数確認されたが、出生の届出は一人であった場合に、当該者から多胎であったことの証明書の発行を求められることが想定されます。

Q：流産された方への案内はどのようにすべきか？

A：添付のリーフレット：[給付金と相談窓口のご案内（流産・死産等）（PDF／257KB）](#)を渡して、お住まいの市区町村に連絡するようご案内ください。市区町村は、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月31日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）などと合わせて給付金の申請を案内します。
（参考）■こども家庭庁ウェブサイト 流産・死産等を経験された方へ（URL）
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/>

Q：人工妊娠中絶された方への案内はどのようにすべきか？

A：人工妊娠中絶の場合も支給対象となりますので、添付のリーフレット：[給付金と相談窓口のご案内（流産・死産等）（PDF／257KB）](#)を渡して、お住まいの市区町村に連絡するようご案内ください。

人工妊娠中絶された方には、母体保護や健康リスクへの影響、適切なカウンセリングやサポート、予防に関する性教育などが必要と考えますので、本給付申請の際の面談を機に支援に繋げるよう市区町村に周知して参ります。医療機関においても必要に応じてご対応をお願いします。

Q：胎児心拍を証明する証明書の雛型はあるか？

A：添付の雛型（[妊婦給付認定用診断書](#)）を参考としてください。なお、市区町村が作成した様式にサインすることで代えることも可能です。

Q：市区町村から妊娠の事実や胎児の数の確認の連絡がある具体的な例はあるか？

A：市区町村は、申請内容に疑義がある場合、本人同意のうえ申請書に記載の医療機関に照会を行うことができることとしています。

想定される例としては、胎児心拍確認前の申請や母子健康手帳の数と胎児の数の届出数が相違する場合が想定されます。また、不正受給・想像妊娠・代理申請等について事実確認のため受診履歴を確認させていただく場合があります。

追加Q：流産と人工妊娠中絶のリーフレットは同じものか？一般向けのリーフレットも案内してほしい。

A：流産と人工妊娠中絶のリーフレットは同じものでご案内をお願いします。
[給付金と相談窓口のご案内（流産・死産等）（PDF／257KB）](#)
一般向けのリーフレットは添付のものになります。（妊婦さんの絵のもの）
[妊婦のための支援給付のご案内妊婦のための支援給付のご案内（PDF／766KB）](#)

追加Q：診断書の文書料は徴収してよいのか？

A：診断書の料金については、医療機関が決定する診断書料について一律に徴収可否や料金設定をお示しすることは困難と考えており、こども家庭庁から特段お示しすることはありません。

追加Q：人工妊娠中絶を希望される方にも漏れなく給付金の説明をする必要があるか。また、給付の説明をした場合に、給付を受けられるようになるまで手術の延期を希望されることが考えられるが、その希望に応じるべきか。

A：人工妊娠中絶を希望される方へもリーフレット等を活用して給付制度のご案内をお願いします。その際に、併せて相談支援の制度についてもご案内ください。なお、手術時期については、これまでと同様、母体への安全を最優先としつつ、本人の希望も考慮した上で、決定されるべきものであると承知しております。

追加Q：人工妊娠中絶の場合の支給までの流れを確認したい。市町村によって異なると思うが、診断の際に基本的なことを説明するため。

A：基本的には以下のような流れが想定されます。詳細は当該本人から市町村にお尋ねいただくようにご案内いただければと存じます。

・手術前に市町村に申請する場合 **※この場合、医師の診断書は不要。**

- 1 医師が胎児心拍確認
- 2 当該者が市町村と面談及び申請（妊娠の届出をするなら母子手帳交付）
- 3 市町村から給付金（**5万円**）を支給
※支給には振込等で一定期間かかります。
- 4 手術
- 5 当該者が市町村と面談及び胎児の数の届出。
- 6 市町村から給付金（**妊娠しているこどもの数×5万円**）を支給
※支給には振込等で一定期間かかります。

・手術後に市町村に申請する場合

- 1 医師が胎児心拍確認
- 2 手術
- 3 当該者が市町村と面談及び申請＋胎児の数の届出。
※申請の際、妊娠の事実の確認のため医師の診断書が必要。
- 4 市町村から給付金（**5万円＋妊娠しているこどもの数×5万円**）を支給
※支給には振込等で一定期間かかります。

すべての
妊婦さんを
応援する

“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？ 各市区町村の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

対象者 (※1)

妊娠している方

支給額 (※2)

妊婦給付認定後 5万円

妊娠している
こどもの人数の届出後 妊娠している こどもの人数×5万円

給付と面談をセットで実施

1 まずは市区町村の 相談窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



2 伴走型で 相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。



妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。



申請時期

- ① 妊婦給付認定申請 … 医療機関において妊娠が確認された後から
- ② 妊娠しているこどもの人数の届出 … 出産予定日の8週間前の日から

(※1) 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出る必要があります。

(※2) 自治体の取組によっては、クーポン等での給付を選択することもできます。

こども家庭庁

申請先等

申請を希望する場合は、住民票のある市区町村の「妊婦のための支援給付」担当窓口にお問い合わせください。



給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していたこどもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）
※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請先

住民票のある市区町村にご申請ください。

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して
います。給付金申請時などにお話を伺うこと
ができます。

お住いの市区町村の相談窓口では、
給付のご案内はもちろん悩みや不安なども
お話しいただけます。
深い悲しみや辛く悲しい気持ち、
誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、住民票のある市区町村の担当窓口へ直接お問い合わせください。
※本リーフレットをご持参ください。（ご持参いただかなくても申請・面談は可能です。）

こども家庭庁

妊婦給付認定用診断書

<受診者>

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

<診 断>

胎児心拍確認日 年 月 日

心拍が認められた胎児数 1 ・ 2 ・ ()

流産の種類 自然流産 ・ 人工流産

流産となった日 年 月 日

上記の通り証明します。

年 月 日

施設名

所在地

医師氏名